

平成28年度

雇用施策実施方針

目 次

- 1 若者の活躍推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 女性の活躍推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 高年齢者、障害者の活躍促進・就業環境整備・・・ 4
- 4 働き方改革の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 5 地方創生に向けた取組み等島根県との一体的な雇用
対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

島根労働局

はじめに

島根労働局では、県内の雇用情勢に応じた施策を実施するため、島根県との協議により、「雇用施策実施方針」を策定し、一体的・機動的な雇用対策に取り組んでいます。

最近の島根県の雇用情勢は、有効求人倍率が1倍を大きく超える水準で推移するなど緩やかな改善傾向が続くとともに、県内企業における設備投資や企業立地、各種の経済対策の効果などを背景に、景気回復がより確かなものとなることが期待されますが、消費者マインドの動向、中国をはじめとした海外景気の下振れなどのリスクにも注視が必要な状況です。

一方、若年者の県外流出や少子・高年齢化の進展等により中長期的に人口減少が予測されるなか、島根労働局は、島根県が実施する地方創生を踏まえた人材確保などの雇用対策と連携した取組みを推進することが重要と考えます。

このため平成28年度においては、

- 1 若者の活躍推進
- 2 女性の活躍推進
- 3 高年齢者、障害者の活躍促進・就業環境整備
- 4 働き方改革の実現
- 5 地方創生に向けた取組み等島根県との一体的な雇用対策の推進

を主題と位置付け、島根県と島根労働局が連携して一体的・機動的に雇用対策を進めていくこととしております。

施策の実施にあたり本書のとおり「平成28年度雇用施策実施方針」を定め、県内の雇用対策を効果的に推進します。

雇用施策実施方針は、雇用対策法（昭和41年法律第132号）第31条及び同法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第13条第1項に基づき、島根労働局が実施する雇用施策について、島根県知事から意見を聴いて策定するもので、平成20年度から策定しています。

1 若者の活躍推進

【島根県と国との具体的連携事項】

- 経済4団体等に対する求人要請
- 「1社1財」運動による県内企業に対する若者の希望職種等を踏まえた求人確保や早期求人提出の働きかけ及び「若者応援宣言企業」制度等の周知
- ジョブカフェ、地域若者サポートステーションとハローワークとの連携支援
- 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進

(1) 新規学卒者等の適職選択支援及び就職・職場定着支援等

① 学生・生徒のニーズに応じた求人の確保

労働局・ハローワーク、島根県、島根県教育委員会、学校、産業界、労働界等による「新卒者就職・採用応援本部会議」の開催等を通じて、地域関係者の緊密な連携のもと、求人確保をはじめ就職支援に総力を挙げて取り組みます。

島根県及び島根県教育委員会等と連携のうへ、若者の希望職種等を踏まえた求人の確保及び求人の早期提出について、経済4団体等に協力を要請するとともに、「1社1財」運動により県内企業に働きかけていきます。その際、既卒3年以内の者の応募も可能となるよう合わせて働きかけていきます。

② 大学等及び高等学校の卒業予定者、既卒者及び学校中退者等若年者に対する就職・職場定着支援等

ハローワークやジョブカフェしまねが大学等と連携のうへ、大学等への定期訪問による出張相談やセミナーの実施、大学等主催の企業説明会参加企業の確保支援など、大学等の新卒者及び既卒者の就職支援に取り組みます。

特に、島根大学等の「地（知）の拠点による地方創生推進事業（COC+）」における県内就職率向上等の取組みへの協力を進めるほか、県立大学等への出張相談にあたっては、学卒ジョブサポーターの担当制によりきめ細かな就職支援を行い就職率の向上に努めます。

若者と中小企業とのマッチングを強化するため、若者応援宣言企業やユースエール認定企業等を対象とした企業説明会、生徒・保護者・企業との意見交換会、ジョブカフェしまねとの連携による就職面接会等を開催するなど、若者の就職支援に取り組みます。

なお、面接会等の開催に当たっては、より効果的な就職促進を図るため、島根県と連携し県内関係機関における就職面接会の開催日等スケジュールを調整のうへ、実施します。

早期離職の防止や雇用環境の改善を目的として、入学後の早い時期からのインターンシップ、職場体験実習、就職ガイダンス等を実施するほか、大学

生、高校の進路指導担当教員等を対象とした労働法制に関するセミナーの開催等により、キャリア教育支援を実施します。また、県内就職と県外就職の生活モデルの比較等による県内就職の魅力発信、就職後の労働条件、雇用環境、離職理由等の把握に努め、相談支援体制の充実を図ります。

また、学校中退者に対しても島根県と連携して作成した中退者用のリーフレットを活用して、就職支援をはじめ奨学金制度等幅広い支援策の周知を図り、本人が納得する進路選択を実現し、将来的な正規雇用化に繋げていくこととします。

(2) フリーター等の正規雇用化の促進

① ハローワークとジョブカフェしまねの連携支援

ハローワークの「わかもの支援コーナー」及び「わかもの支援窓口」において、フリーター等に対して就職支援ナビゲーターを中心に予約制による職業相談・職業紹介、履歴書の作成指導など、きめ細かな個別支援を行うとともに、ジョブカフェの若年者対象事業と連携のうえ支援に取り組みます。また、トライアル雇用の活用や職業訓練へのあっせんを通じて正規雇用化を推進します。

② ハローワークと地域若者サポートステーションの連携支援

ハローワークは、若者の職業的な自立を支援する地域若者サポートステーション事業の周知を行い、若年無業者等を地域若者サポートステーションへ誘導するなど相互に連携のうえ、就労希望者に対し職業相談・職業紹介を行います。

③ 職業能力開発の促進

ハローワークは、就職活動に必要なスキルが乏しいフリーター等のニーズを踏まえ、求職者支援制度や雇用型訓練等の活用による就職支援を行います。

(3) 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進

少子高齢化の進行による労働力人口の減少が見込まれる中、雇用情勢が着実に改善しているこの時期を捉え、雇用の質を向上させ生産性を上げることが地域経済の成長には不可欠であるという認識が幅広く共有されることが必要であります。

このため、平成 27 年度に島根労働局内に設置した「島根労働局正社員転換・待遇改善実現本部」において今後 5 年間の非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善実現に向けた具体的な施策を盛り込んだ「地域プラン」を島根県と連携しながら実施します。

(4) パートタイム労働対策の推進

パートタイム労働者が希望すれば正社員に登用される制度導入や、パートタイム労働者の待遇改善について、これらの助成制度を含んだ「キャリアアップ助成金」説明を毎年島根県と開催する「企業支援施策説明会」で行う等、雇用管理改善の取組を促進します。

2 女性の活躍推進

【島根県と国との具体的連携事項】

- 女性の活躍推進や仕事と家庭の両立支援等に積極的に取り組む企業を増やす為の周知、啓発
- 「マタニティハラスメント」防止のための啓発・助言指導

(1) 女性の活躍推進

平成 28 年 4 月 1 日から義務付けられる女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等(常時雇用する労働者数 300 人以下企業は努力義務)について、企業の積極的な取組を促進するために、島根県と連携して周知・啓発を行います。

また、育児休業給付、女性活躍加速化助成金、キャリアアップ助成金等の活用促進による育児休業取得、復職、復職後の能力開発支援、島根県の復職支援施策との連携等により女性活躍推進に取り組む企業を支援します。

(2) 仕事と子育て・介護の両立支援の推進

仕事と子育て・介護の両立支援に積極的に取り組む企業を認定(「こころカンパニー」「くるみん」及び「プラチナくるみん」の認定)するなど島根県と連携して、男女労働者が安心して働ける職場環境づくりを推進します。

また、ハローワークのマザーズコーナー(松江・出雲)において、担当者による「就職実現プラン」の策定による個別支援や訓練情報、保育施設及び待機情報の提供を行い、子育て女性等の就職を支援します。

男性が育児に積極的に参加できるよう、また女性も両立しながら働き続けることができるよう多様な働き方を選択できる職場環境づくりを推進します。

島根県社会福祉協議会と連携し、保育士求人との積極的なマッチングに取り組めます。

(3) 「マタニティハラスメント」防止のための周知啓発

働く女性が妊娠・出産・育児休業の取得等を理由に不当な扱いを受ける「マ

タニティハラスメント」を防止するため、島根県と連携して企業に対する周知啓発に取り組みます。

(4) ひとり親に対する就業対策の強化

ひとり親に対する就職支援を市町村や島根県母子家庭等就業・自立支援センター等と連携して実施します。

また、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用奨励金等の積極的な周知等により就職機会の拡大に向けた取り組みを強化します。

3 高年齢者、障害者の活躍促進・就業環境整備

【島根県と国との具体的連携事項】

- 島根県と連携した中高年求職者に対する再就職の支援
- 「島根県シルバー人材センター事業推進会議」等により連携を図り、多様な就業・社会参加を促進
- 「障害者就業・生活支援センター」による、障害者の生活面と就業面の一体的かつ総合的な支援
- 特別支援学校、福祉施設、医療機関、就労移行支援事業所等との連携強化による、福祉就労等から一般就労・雇用への移行推進と、障害者の試行雇用の促進
- 障害者雇用にかかる理解促進のための「障がい者雇用促進セミナー」の開催支援と障害者就業・生活支援センター、地域の関係機関が連携する「チーム支援」の充実等による就職支援機能の強化

(1) 企業における高齢者の雇用の促進

高年齢者が意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働ける社会の構築に向け、地域の関係機関と連携のうえ、65歳以上の高齢者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する支援を行うとともに、高齢者の職域の拡大、作業環境の改善、雇用管理制度の構築等を行う事業主への支援を行い、雇用を促進します。

(2) 高齢者の再就職の促進

高年齢求職者に対し、就労・生活等に係る総合相談や職業生活の再設計に係る支援や、島根県中高年齢者就職支援窓口等の地域の関係機関と連携した再就職支援を行うとともに、地域のニーズに応じた技能講習等の実施により高年齢者の再就職を促進します。

(3) 地域における多様な雇用・就業機会の確保

高齢者の就業機会を確保するうえで、地域の役割が重要となってきたため、地方自治体をはじめ地域で高齢者の就業対策に関わる関係機関が集まる協議会を設置し、関係機関の情報共有、連携を強化することにより、雇用・就業機会を確保します。

(4) シルバー人材センターの機能強化

シルバー人材センターが高年齢者に多様な就業機会を提供することができるようにするため、地方公共団体と連携し、新たな就業機会を創造するための取り組みを支援します。

(5) 高年齢退職予定者の就業促進

公益財団法人産業雇用安定センターにおいて、高年齢退職予定者のキャリア等の情報を登録し、地方自治体との連携を図りながら、65歳を超えて雇用できる企業とのマッチングを行い、高年齢者の就業を促進します。

(6) 高齢期に向けた起業等に伴う雇用の創出に対する助成

中高年齢者が、成長が期待される分野で起業等をする際に必要となる、募集・採用や教育訓練の経費の一部を助成することにより、中高年齢者の雇用機会を創出します。

(7) 雇用分野における障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務の円滑な施行

平成28年4月から施行される「改正障害者雇用促進法」について、雇用の分野における障害者の差別禁止及び合理的配慮の提供義務が公共及び民間部門において適切な措置が講じられ、障害者の権利が保護されるよう、島根県と連携を図りながら周知に取組みます。

また、障害者から苦情の申出を受けたときは、労働局並びにハローワークはその紛争に対し迅速に対応し、必要な助言、指導又は勧告を行います。

(8) 地域就労支援の強化等による企業への職場定着支援の拡充

県内企業の障害者雇用に対する理解を一層浸透させるため、島根県が開催する「障がい者雇用促進セミナー」を関係機関と一体となって支援します。

また、島根県と連携を図りながら、県内7圏域にある障害者就業・生活支援センター及び障害者職業センターと連携して、企業に対する雇用管理指導や障害者に対するジョブコーチ支援を実施します。

(9) 多様な障害特性に応じた就労促進の推進

労働局・ハローワーク、島根県、障害者就業・生活支援センター、発達障害者

支援センター、難病相談支援センター、島根障害者職業センターなどの地域の関係機関により「雇用移行推進連絡会議」を設置し、特別支援学校、福祉施設、医療機関、就労移行支援事業所等との連携体制の強化を図り、関係機関が一体となって福祉就労から一般就労・雇用への移行推進及び障害者の試行雇用の促進に取り組めます。

また、特別支援学校及び障害者就業・生活支援センターと連携して職場実習先の開拓や確保や就労支援に取り組めます。

(10) がん等の疾病による長期療養が必要な求職者に対する就職支援の強化

労働局及びハローワークは、島根県やがん診療連携拠点病院など関係機関と連携し、がん等の疾病による長期療養が必要な求職者に対する就職支援や事業主の理解を促進するための取組を行います。

(11) 障害者の職業能力開発支援の充実

島根県が実施する障害者を対象とした職業訓練や委託訓練について、積極的な制度の周知と的確で効果的な訓練科目の選定相談、受講指示・あっせんを行います。

4 働き方改革の実現

【島根県と国との具体的連携事項】

- 「働き方改革」を推進するための企業等への働きかけ及び周知広報
- 最低賃金額についての周知・広報

(1) 過労死等防止対策の推進等

11月の「過労死等防止啓発月間」期間中に民間団体が取り組むシンポジウム開催に当たっては、島根県などと連携を図り、積極的に周知・広報を行うことで支援を行います。

(2) 働き方・休み方の見直しに向けた取組の促進

労働者の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進等の「働き方改革」を推進するため、地域の経営トップに対して働きかけを一層行っていくとともに、県内におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、島根県をはじめ県内の労使団体等と連携を密にして、積極的に周知・広報を行います。

(3) 最低賃金額の周知・広報（履行確保）

最低賃金の額について、島根県及び各市町村と連携し、各種広報誌への掲載等のあらゆる機会を通じて、幅広く周知・広報を行います。

5 地方創生に向けた取組み等島根県との一体的な雇用対策の推進

【島根県と国との具体的連携事項】

- 人材不足が顕著な産業やものづくり産業、IT産業、観光産業などの成長分野等（建設業、ものづくり産業、IT産業、観光産業、介護、医療、保育、環境分野等）に対する、産業政策と一体となった人材確保の取組
- 各種助成金等、企業支援策の周知・広報
- 企業の雇用動向等に関する情報共有と人員整理等に関する機動的な対策、雇用維持及び離職者の再就職支援並びに円滑な労働移動の促進
- 島根県との協定に基づく雇用対策の一体的実施

（１）地方における良質な雇用の創出・人材育成等

① 成長分野・人材不足分野等における人材確保対策等の総合的な推進

島根県をはじめとした地方公共団体による地方創生の推進に向けた雇用創出や人材育成・確保等の自主的な取組を支援するため、その取組がより効果的なものとなるよう、その実施に必要な知見を積極的に提供します。また、介護、看護などの社会保障関係分野や建設分野など人材不足が顕著な企業に対し、潜在有資格者等の掘り起こしや県外募集活動、島根県と連携した各種セミナー等の開催等を通じ、雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」を推進していくとともに、関係機関と連携のうえ就職面接会等を開催するなど積極的なマッチングを進めるほか、地域雇用開発奨励金の活用により成長が見込まれる分野や人材不足分野における人材確保支援に努めます。

② 企業支援策の周知・広報

島根県と連携し、「企業支援施策説明会」等を開催し、地域雇用開発奨励金、労働移動支援助成金、キャリアアップ助成金、職業訓練など、企業が活用できる各種施策の周知・広報により、各種の施策の活用促進を図ります。

（２）求職者支援制度等による雇用保険を受給できない者のセーフティネットの確保

求職者支援制度が雇用保険を受給できない者のセーフティネットとして機能するよう、地方公共団体の福祉部門と更なる連携を図り、公共職業安定所を利用していない潜在的な求職者に積極的に働きかける等、引き続き効果的な周知に取り組むとともに、地域ごとの人材ニーズに応じた訓練コースの設定に努めます。

(3) 生活困窮者、刑務所出所者等に対する就労支援の強化

円滑な事業実施を行うため、島根県と労働局等との連携による「島根県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」を設置し、就労支援の目標を共有するとともに就労支援における役割分担等を協議します。

生活保護受給者をはじめ生活困窮者の就労による自立を促進するため、市町村とハローワークが「就労支援チーム」を設置して対象者の集中的な支援を行うなどの「生活保護受給者等就労自立促進事業」を実施します。

ハローワークと刑務所・保護観察所等が連携して、矯正施設在所中の就職内定を目指し支援を行うほか、就労支援強化モデル矯正施設である松江刑務所に、ハローワーク松江の就職支援ナビゲーターを駐在させることにより刑務所との連携を強化します。

(4) 企業の雇用動向等に関する情報共有と機動的な雇用対策の推進

県内の雇用情勢に関する情報、ハローワークの求人情報、各種施策の情報等を島根県と共有することにより、企業誘致対策をはじめ就農支援事業（半農半X事業）、UIターン事業等県の施策と連携した雇用対策を機動的に実施します。

また、人員整理等の発生が見込まれる場合には、島根県をはじめとする関係機関と密接に連携、情報共有して企業による雇用維持を支援するほか、状況に応じて円滑な労働移動を促し、離職者の再就職支援を行います。

(5) 島根県との協定に基づく一体的実施事業等の推進

島根県との間で締結した協定に基づき、平成24年度から実施の一体的実施事業について、引き続き学生・生徒や求職者等に対する就職支援、県内企業の人材確保に対する支援等に資するため、島根県と労働局が一体となって雇用対策を実施します。

公共職業訓練と求職者支援訓練の一体的計画の策定等による効果的な職業訓練の実施に取り組みます。

また、雇用対策の取組みに資する情報共有、「戦略産業雇用創造プロジェクト」をはじめとした雇用対策全般について連携して取り組むための島根県との協定締結を進めます。

(6) 個別労働紛争の解決に係る取組み

個別労働紛争の迅速かつ適切な解決のため、島根県等と労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会を開催するほか合同相談会や合同研修会を開催するなどにより、労働相談・紛争解決機関の連携を引き続き促進します。